

☆ 広報誌「平和の文化をきづく」NO. 62 ☆

2001年から2010まで国連「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」

◆ 総会の案内です

2001年からスタートした「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」（以下「平和の文化と非暴力の国際10年」）の最終年を終え、「平和の文化をきづく会」（以下「きづく会」）として今後どのように運動を展開していくのか考えなければなりません。まだまだ平和の文化と非暴力の世界が実現したとは言えず、会としてやるべきことはたくさんあります。例えば昨年度の調査では、多くの自治体が平和の問題を取り上げており、こうした取り組みをつないでいくことも求められています。また今年度は埼玉県に絞って全ての中学校と高校にチェック用紙を送り、現在その集約中です。

こうした状況を踏まえてこの4月からどのような取り組みを行なっていくのか皆さんの意見を集約できたらと思っていますので、是非声をお寄せください。以下総会の日程と内容です。

1. 日時：2011年3月27日(日) 13時～17時
2. 場所：JICA地球ひろば・セミナールーム402
東京メトロ日比谷線 広尾駅下車(3番出口) 徒歩1分
<http://www.jica.go.jp/hiroba/about/map.html>
3. 次第：
 - 午後1時30分より2時30分：平和の文化をきづく会総会
 - 午後2時40分より4時30分：記念フォーラム
 話題提供者・佐藤 友加
(東京外国語大学英語専攻3年・模擬国連会議全日本大会) ほか
4. 参加費：500円(学生無料、定員：30名)
5. 共 催：GCPEJ (ハーグアピール平和教育地球キャンペーン)

◆ 幹事会報告

1月14日(金) JICA地球ひろば202にて第114回の幹事会を開きました。議題としては3月に予定されている総会について、及び8月に予定されている国際平和教育研究会(IIPE)の取り組みについてです。

総会を開くにあたって、10年を踏まえて今後きづく会としてどのような方向に進むべきなのかも合わせて議論しました。国連の10年は終わりましたが、平和の文化と非暴力の課題はますます重要になってきており、何らかの形で継続した取り組みが必要との意見が出されました。

現在行なっていることでは「わたしの平和宣言」「CPNN(平和の文化ニュースネットワーク)」「平和非暴力のネットワーク」そして「平和非暴力の教育」です。ユネスコ協会連盟で取り組んでいる「平和の鐘を鳴らす」運動なども視野に入れていく必要があるという意見も出されています。

◆ 「子どもの権利条約」と「非暴力」の視点(1)

国連で「子どもの権利条約」が採択されて20年が経過し、日本が1994年に批准してから15年が過ぎました。この間に日本政府は3回の政府報告を国連子どもの権利委員会に提出し、日本の民間からのカウンターレポートを踏まえて、3回の勧告が出されました。

勧告は日本政府の異常性を示すように、80を越える項目のうち、90%以上が「懸念と勧告」になっています。世界各国が勧告を受けているわけですが、日本ほどプラス評価がなくマイナス評価ば

かりの国はありません。いかに日本政府が条約の趣旨を歪曲しているかというその表れでもあります。

「子どもの権利条約」は様々な視点から考える必要がありますが、その一つとして「非暴力の視点」から条約や政府の報告書を見てみることで、そこで条約から「非暴力」に関係する部分を拾ってみました。

第2条（差別の禁止）

1. 締約国は、その管轄内にある子ども一人一人に対して、子どもまたは親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位にかかわらず、いかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重しかつ確保する。

2. 締約国は、子どもが、親、法定保護者または家族構成員の地位、活動、表明した意見または信条を根拠とするあらゆる形態の差別または処罰からも保護されることを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。

差別は精神的な暴力にあたります。朝鮮中等学校に対して差別的な扱いをする国の対応は、国家的な暴力ともいえます。まして本人の意見表明ではなく本国政府の問題を理由にして差別するのは二重の意味での精神的な暴力です。

第19条（親による虐待・放任・搾取からの保護）

1. 締約国は、(両)親、法定保護者または子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。

ここでは精神的な差別はもちろんのこと、身体的な暴力や性的な暴力についても取り上げ、そうした暴力から子どもを守ることが政府に求められています。なお放任についても精神的な暴力としてきちんと位置づけられています。

第20条（家庭環境を奪われた子どもの保護）

1. 一時的にもしくは恒常的に家庭環境を奪われた子ども、または、子どもの最善の利益に従えばその環境にとどまることが容認されえない子どもは、国によって与えられる特別な保護および援助を受ける資格を有する。

家庭環境を奪われるということは、子どもにとって精神的な暴力であると同時に身体的な暴力を受けていることにもなります。

◆連絡・情報コーナー

★2011年度の会費を郵便局の払い込み用紙で以下の郵便振替口座へ2000円お願いします。(00120-0-182008 平和の文化をきずく会)

*記入済みの払い込み用紙をなくされてしまった方は郵便局にて青い振込み用紙を手に入れて上記の口座をお願いします。

次回の115回幹事会は2月17日(木)18時30分からJICA地球ひろば(地下鉄日比谷線広尾駅下車 A3 出口)セミナールーム201で開催します。問合せ電話は080-3450-6878(瀧口)へお願いします。

JICA地球ひろば所在地 〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-2-24 電話番号:03-3400-7717(代表)

*国連で「平和の文化」について決議された文書が次のHPに掲載されています。

http://www3.unesco.org/iycp/uk/uk_sum_refdoc.htm

*「きずく会」のホームページ(<http://homepage2.nifty.com/peacecom/cop/>)

*平和の文化ニュースネットワーク(<http://blog.goo.ne.jp/cpnn>)

*事務局:〒332-0015 川口市川口2-15-1-1004 瀧口優 048-254-5074(TEL)

<以下の学校シートは現在依頼中です。協力していただけたところがありましたらこれをお使いください>

以下のユネスコが提起した署名をコピーして多くの人に広げてください。

わたしの平和宣言

署名者（ ）

私は、人類の未来、とりわけ子どもたちの今日と未来に責任があることを自覚して、私の日常生活家族、学校や職場、仲間や地域、自分の国、さらには世界のなかで、次のことを心がけ実行することを誓います

1 「私は、すべてのいのちを尊敬します」

差別や偏見を持たないで一人一人の人間の命と尊厳を大切にします

2 「私は暴力反対です／使いません／許しません／なくします」

行動的な非暴力を実践します。暴力はどんな形でも許しません。身体的・性的・心理的・経済的・社会的暴力、とくに最も社会的に恵まれない人々や傷つきやすい人たち、例えば子ども・青年など、にたいする暴力を許しません。

3 「私は、みんなとわかちあいます」

私の時間と持ち物を、広い心で、わかちあい、仲間はずれや不正義や政治的・経済的抑圧を終わらせます。

4 「私は、わかるまで耳を傾けます」

表現の自由を守り、文化の違いを認め合います。いつも対話を心がけ、熱狂や悪口や相手の拒否無しに、耳を傾けること心がけます。

5 「私は、地球環境を守ります」

私は、責任ある消費者行動をとり、地球上のあらゆるいのちを尊重し自然のバランスを守るように開発の実践をすすめます。

6 「私は、連帯を再発見します／再構築します」

女性の完全参加と、民主主義の原則を尊重して、私のコミュニティ（家族・仲間・地域社会など）の発展に力をつくし、新しい形の連帯をともに創ります。

【平和の文化をきづく会訳】

*上記署名用紙は署名したものを以下の事務局にお送り下さい。

〒332-0015 川口市川口 2-15-1-1004 瀧口方 平和の文化をきづく会 048-254-5074
(FAX:254-5051)